

岩手県医療局管理規程第3号

医療局長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年3月30日

岩手県医療局長 法 貴 敬

医療局長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する規程

医療局長の権限に属する事務の委任に関する規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(病院の長委任事項)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(企業出納員委任事項)</p> <p>第4条 <u>事務吏員である企業出納員に委任する事項は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) 本庁又は当該病院に係る収納、支払その他これに附帯する会計事務。ただし、組織規程別表第3の右欄に掲げる病院にあっては、当該病院に係る収納（診療契約利用料等に係るものを除く。）その他これに附帯するものに限る。</p> <p>(2) 本庁又は当該病院に係る貯蔵品（<u>薬品を除く。</u>）の出納その他これに付帯する会計事務</p> <p>2 特定病院の<u>事務吏員である企業出納員に委任する事項は、</u>前項各号に掲げるもののほか、組織規程別表第3の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる病院に係る収納（診療契約利用料等に係るものに限る。）、支払その他これに附帯する会計事務とする。</p> <p>3 <u>技術吏員である企業出納員に委任する事項は、当該病院に係る薬品の出納事務とする。</u></p>	<p>(病院の長委任事項)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、中央病院附属大迫地域診療センターに係る第1項（次条に掲げる事項を除く。）及び前項に掲げる事項については、北上病院長に委任するものとする。</u></p> <p>(企業出納員委任事項)</p> <p>第4条 企業出納員に委任する事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 本庁、<u>当該病院又は当該病院附属診療所</u>に係る収納、支払その他これに附帯する会計事務。ただし、組織規程別表第3の右欄に掲げる病院にあっては、当該病院に係る収納（診療契約利用料等に係るものを除く。）その他これに附帯するものに限る。</p> <p>(2) 本庁、<u>当該病院又は当該病院附属診療所</u>に係る貯蔵品の出納その他これに付帯する会計事務</p> <p>2 特定病院の企業出納員に委任する事項は、前項各号に掲げるもののほか、組織規程別表第3の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる病院に係る収納（診療契約利用料等に係るものに限る。）、支払その他これに附帯する会計事務とする。</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、中央病院附属大迫地域診療センターに係る同項に掲げる事項については、北上病院の企業出納員に委任するものとする。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。